平成２２年（フ）第６００号
大阪市旭区大宮４丁目15番13号　マンション旭303
債務者　井原　俊一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　眞里
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３４０６号
福岡市西区拾六町４丁目12番23―103号
債務者　髙田　美帆
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２２号
愛知県知多市にしの台２丁目1401番地の２マミーナ１号館101
債務者　阿知波好子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５号
名古屋市守山区百合が丘2211番地　フラワー南風102号
債務者　渡邉　桃子（旧姓神村）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７号
愛知県海部郡大治町大字花常字中切55番地
債務者　瀬尾慈恵子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６５号
愛知県岡崎市橋目町字神田12番地１　エレガンスハイツ神田205
債務者　清水　友和
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
愛知県岡崎市庄司田１丁目９番地２　三治アパート２
債務者　黒田　広光
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５号
岩手県下閉伊郡山田町大沢第12地割40番地２
債務者　鈴木　美月（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第７号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第22地割79番地
債務者　小林　昌樹
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１０号
岩手県下閉伊郡山田町長崎２丁目１番２号
債務者　阿部　由子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２号
北海道標津郡中標津町東５条南５丁目１番地９　高橋アパート201号室
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第８６６号
愛知県豊田市豊栄町４丁目149番地、旧住所愛知県豊田市河合町１丁目10番地２　セントビスタ南豊田ランドタワー402号
債務者　柘植　幹好
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字浜ノ山４番地１　浜のやま荘
債務者　菊池　敏隆
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字浜ノ山４番地１　浜のやま荘
債務者　菊池　直美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
愛知県豊田市小川町７丁目39番地　アネックス小川Ｃ―102号
債務者　宇野　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係